

第2号議案

大和都市計画 都市計画道路の決定について（大和郡山市決定）
（都市計画道路 近鉄郡山駅歩行者専用道）

1. 計画書

大和都市計画道路の決定（大和郡山市決定）

都市計画道路を次のように決定する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
特殊街路	8・7・301	きんてつこおりやましき近鉄郡山駅 ほこうしゃ歩行者 せんようどう専用道	やまとこおりやまし大和郡山市	やまとこおりやまし大和郡山市	やまとこおりやまし大和郡山市	約70m	地表式	－	4m (3～5m)	近鉄樫原線と 立体交差 1 箇所	歩行者 専用 道路
			みなみこおりやまちよう南郡山町	みなみこおりやまちよう南郡山町	あさひちよう朝日町						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由
別添 理由書のとおり

2. 理由書

都市計画道路 近鉄郡山駅歩行者専用道を決定する理由

1. 路線の概要

都市計画道路 近鉄郡山駅歩行者専用道（以下、「当該路線」という。）は、本市における中心市街地区の拠点として、奈良県と本市が連携してまちづくりに取り組んでいる「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」（令和元年度策定）に位置づけられた近鉄郡山駅舎の移設に伴い整備する起点が大和郡山市南郡山町、終点が大和郡山市南郡山町となる、標準幅員 4m、延長約 70m の特殊街路である。

2. 都市計画道路の決定内容

(1) 決定の理由

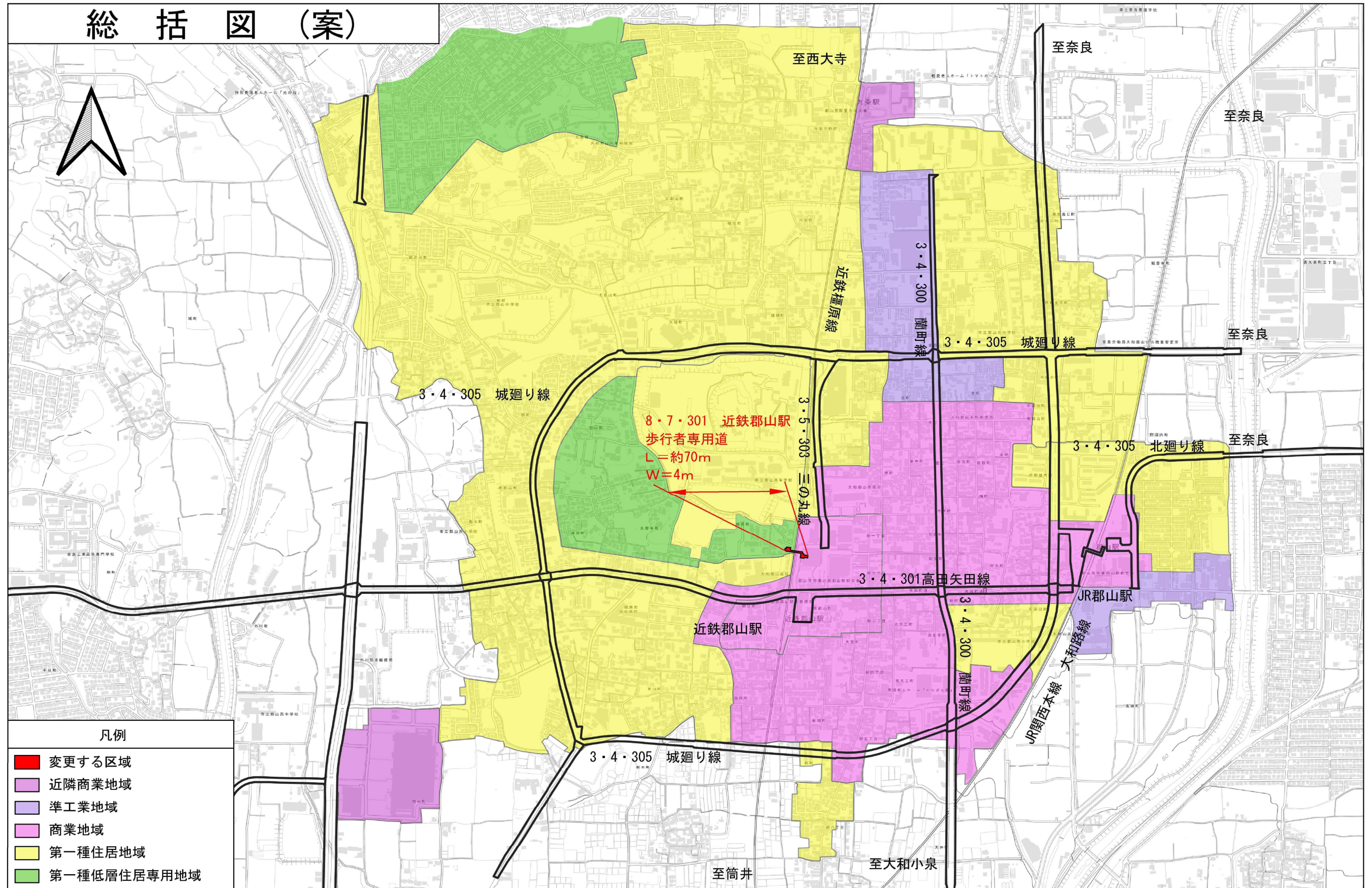
当該路線は、近鉄郡山駅周辺地区における交通結節機能の強化を推進し、駅利用者の利便性を高めると共に駅周辺の混雑緩和と歩行者通行の分散を行い安全な歩行者の交通導線を確保するため、新たな都市計画道路として当該路線の都市計画決定を行うものである。

(2) 決定の内容

大和都市計画道路に都市計画道路近鉄郡山駅歩行者専用道を以下のとおり決定する。

（都）三の丸線に付随する近鉄郡山駅東側広場から都市計画交通広場近鉄郡山駅西側広場までの約 70m の区間において、標準幅員 4 m の都市計画道路を決定する。

総括図(案)



凡例

- 変更する区域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 商業地域
- 第一種住居地域
- 第一種低層住居専用地域

0 500 1,000 m

1:10,000

計 画 図 (案)



0 100 200 m

1:2,500